

## 平成29年度監察基本計画

### 1. 監察の目的

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであるが、平成29年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

#### (1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、平成29年度においては、以下の取組について実施する。

##### 1) 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日)」が決定された。国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため、「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画(平成27年1月29日)」を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

この取組をより強力かつ継続的に推進するためには、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組状況を確認した上、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

以上から、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組について、監察を実施する。

##### 2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスの徹底に関する取組については、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発防止に向けて推進していたところであるが、今般、中部地方整備局の発注工事に関し、複数の職員が機密情報を漏えいするなどして収賄等の容疑で逮捕・起訴され、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

このような状況下で国民の信頼を回復するためには、その前提として、中部地方整備局を含めた組織全体において、コンプライアンス意識の高揚が十分に図られ、機密情報管理が徹底されているかなどのコ

ンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等を参照しつつ、改めて検証することが必要不可欠である。

以上から、コンプライアンスの徹底に関する取組について、監察を実施する。

### 3) 災害応急対策の実施体制に関する取組

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき、防災に関してとるべき措置等を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め、常日頃から、災害への対応体制の整備等、必要な措置を講じている。特に、平成20年4月には「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施しており、今日（平成28年10月24日時点）まで、東日本大震災をはじめ64の災害に対し、延べ5万人・日を超える派遣隊員による被災地支援を実施してきているなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

このような中、災害発生時に円滑かつ的確に災害対応を実施するためには、事前準備や後方支援体制の整備等が重要となる。

以上から、災害応急対策の実施体制に関する取組について、監察を実施する。

## (2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、平成29年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

## 2. 監察事項、対象機関及び実施期間

### (1) 監察事項

#### 1) 定期監察

- 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組
- 災害応急対策の実施体制に関する取組

#### 2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必

## 要な事項

### (2) 対象機関

#### 1) 定期監察

北陸、近畿、四国及び九州の各地方整備局  
北海道開発局  
北陸信越、中部、近畿及び九州の各地方運輸局  
国土技術政策総合研究所

#### 2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

### (3) 実施期間

#### 1) 定期監察

第1～3四半期

#### 2) 特別監察

年度内において随時実施

### 3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を実施するものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上